

2023年12月14日(木)

EIPS事務局

EIPSからの情報提供 Vol.80

○ 仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求」を行った場合を重加算税の賦課の対象として追加

(考え方)

1. 内国税においては、「納税申告」(税額を確定させるための手続)または「更正の請求」(税額を減額させるための手続)かという税務当局に対する手続の性質により、仮装・隠蔽行為が行われた場合のペナルティの水準が異なることは、納税義務違反の発生防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、「更正の請求」に係る仮装・隠蔽行為を未然に抑止する必要があるとして、仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求」を行った場合も重加算税の賦課の対象に加えることを検討。
2. 関税においても、内国税と同様に、仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求」を行った場合を重加算税の賦課の対象に加えることが適当。
3. 詳細は、以下の URL を確認ください。
[kana20231214siryo1-1.pdf \(mof.go.jp\)](#)
[kana20231214siryo1-2.pdf \(mof.go.jp\)](#)

○ 令和6年度における関税率及び関税制度の改正(関係部分を抜粋)

詳細は、以下の URL を確認ください。

[kana20231214siryo2.pdf \(mof.go.jp\)](#)

[kana20231214siryo3bessi.pdf \(mof.go.jp\)](#)

1. 「3. 特例申告納期限延長に係る担保の取扱いの緩和」

(令和6年度関税改正についての考え方⑤)(抜粋)

【概要】特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保については、現行の、税関長が必ず提供を求める「必要担保」から、税関長が関税の保全のために必要があると認めるときに限り提供を求める「保全担保」へと緩和することが適当。また、内国消費税等についても関税と同様に保全担保とすることが適当。

2. 「4. その他」(令和6年度関税改正についての考え方⑥)(抜粋)

(1) 納税環境の整備(更正の請求に係る重加算税制度の見直し)

【概要】関税においても、内国税の改正に合わせ、仮装・隠蔽したところに基づき更正の請求を行った場合を重加算税の賦課の対象に加えることが適当。

(3) 急増する輸入貨物への対応

【概要】少額免税の対象となる通販貨物である等の一定の要件を満たす海上貨物について、航空貨物と同様に輸入申告項目の一部を省略する等、簡易な通関手続を整備することが適当。[通達改正事項]

以上